

# 災害から自分の身を守るために 災害時要援護者支援事業のお知らせ



市では、災害が発生したときや災害のおそれがあるとき、支援が必要な高齢者や障がいをお持ちの方に対して、地域の中で災害にかかわる情報の伝達や安否の確認、避難の手助けが迅速に、安全に行われるための仕組みづくりを地域の皆さんとともに進めています。

〒2998-9399 関危機管理課  
TEL 2998-9399 FAX 2998-9042



## 申請から支援まで

- ① 支援を希望される方（または代理の方）は、登録申請書に必要な事項を記入し、市役所4階危機管理課等に提出します。
- ② 市は、登録申請書をもとに登録台帳を作成します。
- ③ 市は、ご本人了解のもと、登録台帳の情報を地域の自治会・町

内会、自主防災会、民生委員・児童委員へ提供します。

④ 地域の自治会・町内会、自主防災会などは、提供された情報に基づき支援者を選び、災害発生時に登録された方の安否の確認や避難の誘導、災害情報の伝達、救助等に活用します。

## 対象となる方

災害時に、家族などの支援だけでは避難することが難しい、または、家族などの支援を受けられない在宅の方で、自分の住所や名前、身体状況など、個人情報や自治会・町内会や自主防災会、民生委員・児童委員などに提供することを同意していただける次の方を対象としています。

## 登録内容が変更になった場合

登録後、その方が亡くなられた場合や、市内外に転居して住所が変わった場合、緊急連絡先を変えたい場合などは、登録申請の受付窓口にある「変更申請書」に記入し、提出してください。

## 地域への情報提供

登録申請いただいた情報（住所・氏名・生年月日・本人の状況・緊急連絡先等）に基づき市が名簿を作成し、地域で支援にあたる支援者を選ぶために、その情報を自治会・町内会、自主防災会、民生委員・児童委員に提供します。

そのため、登録申請にあたっては、地域に情報を提供することに同意していただくことが必要です。

## お願い

災害直後、市の職員がすべての要援護者のところへ救援に行くことはできません。この事業は、あくまでも地域の協力（助け合い）によって少しでも災害時の被害を減らすことを目的としています。

申請した場合でも、災害による被災状況によっては、地域の住民の方たちによる支援が受けられない場合があります。

また、支援する方が責任を負うものでもありません。

ご不明の点などが、ありましたら、危機管理課へご相談ください。

## 市役所の人事異動

4月1日付け（次長級以上）

### 【市長部局】

- 部長級 ▼総合政策部長・笹原文男 ▼総合政策部危機管理担当理事・鈴木康夫 ▼保健福祉部長・内藤隆行 ▼下水道部長・藤巻和仁 ▼議会議務局長・土方 巨

- 備課長事務取扱・中村博史 ▼出納室長・加藤市男 ▼市民医療センター事務部長事務担当理事・市民医療センター事務部長事務課長事務取扱・桑原 茂 ▼総合政策部長・平野澄彦 ▼総合政策部情報統計担当理事兼総合政策部情報統計課長事務取扱・内野光男 ▼保健福祉部保健センター長・黒澤潤子 ▼保健福祉部次長・中村俊明 ▼環境クリーン部西部クリンセンター所長・鈴木 豊 ▼街づくり計画部次長・木下 栄一 ▼下水道部次長・森田菊夫

### 次長級

- ▼総合政策部次長・坂本博典 ▼総合政策部危機管理担当理事兼総合政策部危機管理課長事務取扱・吉岐英昭 ▼財務部管財担当理事兼財務部管財課長事務取扱・大野通好 ▼財務部取税担当理事兼財務部取税課長事務取扱・川口久夫 ▼市民経済部次長・能登則之 ▼市民経済部次長・堀 弘子 ▼市民経済部国保年金担当理事兼市民経済部国保年金課長事務取扱・高杉 修 ▼環境クリーン部次長・並木 隆 ▼街づくり計画部都市整備担当理事兼街づくり計画部都市整

### 【教育委員会】

- 次長級 ▼教育総務部生涯学習担当理事兼教育総務部生涯学習推進センター所長事務取扱・金子美也子 ▼学校教育部次長兼学校教育部学校教育課長事務取扱兼指導主事・平塚俊夫

## 皆さんの善意

### 【愛の福祉基金】

- セブンスデーアドベンチスト所沢キリスト教会様（3万円） ●武州ガス様（20万円） ●パン工房ぬつく様（8,281円） ●所沢市歌謡連盟様（24,000円） ●折り梅の会様（12,813円）

### 【各小学校10校へ】

- 所沢中央・所沢西・新所沢・所沢ロータリークラブ様（将棋盤・駒セット10組） ●亀鶴園へ ●所沢4日クラブ様（小松菜10束、人参7袋、里

### 【緑の基金】

- 株そごう・西武西武所沢店様、株ワルツ所沢様（52,000円） ●児童館生活クラブへ ●谷沢建設様（埼玉西武ライオンズベンチサイドシート134席）

### 【消防本部へ】

- 財日本消防協会様（防災広報車1台）

※2月16日から3月15日までの受け付け分です。ありがとうございました。



## 市役所



## 支援を希望される方



### 1 登録申請の提出

### 2 要援護者の登録

## 地域の助け合い

### 3 情報の提供



### 4 避難支援・安否確認など

## 地域

となり近所の方など地域の支援者



自治会・町内会 自主防災会



民生委員・児童委員

支援を希望される方は、左記受付窓口にある『災害時要援護者登録申請書』に必要な事項を記入のうえ、提出してください。

申請書は、受付窓口のほか、市HP（「申請書ダウンロード」をクリック）でも入手できます。

申請内容が変わらなければ、登録の更新は必要ありません。